

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		芦屋市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)給付ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室こども政策課				
個人情報ファイルの利用目的		芦屋市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給に関する事務に利用するため				
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報 の有無	含む	特定個人情報 の有無	なし
記 録 項 目		1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6家族状況、7婚姻歴、8親族状況、9居住状況、10年金受給状況、11所得状況、12家計状況、13障害、14口座番号、15児童扶養手当支給状況				
記 録 範 囲		申請者、配偶者、児童、児童扶養手当受給者				
記録情報の収集方法		本人からの申請書等の提出、他の地方公共団体への照会				
記録情報の経常的提供先		あり	[提供先の名称等]			
			都道府県知事等、他市町村等			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		なし				
個人情報ファイルの別		電子計算機処理ファイルに該当(法第60条第2項第1号)				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考		—				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		子育て支援員研修ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室こども政策課				
個人情報ファイルの利用目的		市で子育て支援員研修参加希望者を受付し、兵庫県へ送付するため				
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報 の有無	含まない	特定個人情報 の有無	なし
記 録 項 目		1氏名、2生年月日、3性別、4電話番号、5メールアドレス、6住所、7顔写真				
記 録 範 囲		子育て支援員研修受講申込書を提出した者				
記録情報の収集方法		本人からの提出				
記録情報の経常的提供先		あり	[提供先の名称等]			
			兵庫県福祉部こども政策課			
開示請求等を受理する 組織の名称及び所在地		[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止 に関する他の法令の規定 による特別の手續等		なし				
個人情報ファイルの別		電子計算機処理ファイルに該当（法第60条第2項第1号）				
個人情報ファイル簿 作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考		—				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		障がい児通所支援ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室こども政策課				
個人情報ファイルの利用目的		障がい児通所支援の支給、受給者証発行に関する事務に利用するため				
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報 の有無	含む	特定個人情報 の有無	あり	
記 録 項 目	1氏名、2個人番号、3生年月日、4住所、5電話番号、6続柄、7、児童学校名等、8身体障害者手帳番号、9療育手帳番号、10精神障害者保健福祉手帳番号、11障がい福祉サービス利用状況、12支援の種類、13支援内容、14主治医、15利用者負担上限額、16支給決定日、17支給決定期間、18受給者番号、19計画相談支援事業所名、20課税状況、21モニタリング期間、22サポート調査判定結果、23強度行動障害児支援加算区分、24年齢、25家族構成、26受給者成育歴、27障がい通所支援サービスの週間計画、28モニタリング報告書内容、29サービス利用計画、30診断書（意見書）、31申請日					
記 録 範 囲	障がい児通所支援サービス申請者、配偶者及び受給者					
記録情報の収集方法	本人・代理人からの障がい児通所支援サービス申請書等の提出、課税課、障がい福祉課、健康課、ほいく課、こども家庭総合支援課及び市民課からの提供、情報提供ネットワークシステム中間サーバーへの情報照会、他の地方公共団体への照会、兵庫県国民健康保険団体連合会、計画相談支援事業所からの提供					
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等] 障がい福祉課、健康課、兵庫県国民健康保険団体連合会、他の地方公共団体、計画相談支援事業所				
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課				
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号				
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし					
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）					
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条					

備	考	—
---	---	---

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日			
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市			
		実 施 機 関 の 名 称		市長			
個人情報ファイルの名称		児童扶養手当支給ファイル					
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室こども政策課					
個人情報ファイルの利用目的		児童扶養手当の支給に関する事務に利用するため					
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無		
					あり		
記 録 項 目		1. 自治体コード、2. 個人番号、3. 対象年度、4. 履歴番号、5. 旧履歴番号、6. 初期登録業務日時、7. 更新業務日時、8. 更新システム日時、9. 更新コンピュータ名、10. 更新ユーザID、11. 有効フラグ、12. 決裁状態、13. 旧自治体コード、14. 地域台帳番号、15. 世帯台帳番号、16. 個人台帳番号、17. 世帯番号、18. 混合世帯番号、19. 氏名カナ、20. 編集済氏名カナ、21. 氏名漢字、22. 編集済氏名漢字、23. 宛名郵便番号、24. 宛名住所コード、25. 宛名住所、26. 宛名地番、27. 宛名地番数値1、28. 宛名地番数値2、29. 宛名地番数値3、30. 宛名方書カナ、31. 宛名方書漢字、32. 世帯主氏名カナ、33. 世帯主氏名漢字、34. 性別区分、35. 生年月日、36. 元号フラグ、37. 続柄コード、38. 続柄名称漢字、39. 電話番号、40. 宛名行政区コード、41. 住民区分、42. 宛名消除区分、43. 宛名増減事由コード、44. 増減異動日、45. 記載順位、46. 旧氏名カナ、47. 旧氏名漢字、48. 外国人本名、49. 検索用氏名カナ、50. 検索用旧氏名カナ、51. 遡り異動対象区分フラグ、52. 遡り対象判定年月日、53. 宛名番号、54. 編集電話番号、55. 申込年月日、56. 振替区分、57. 開始年月日、58. 廃止年月日、59. 口座停止日、60. 停止解除日、61. 銀行コード、62. 支店コード、63. 口座番号、64. 通帳番号末番、65. 預金種別区分、66. 名義人カナ、67. 名義人漢字、68. 送付開始年月日、69. 送付終了年月日、70. 送付先氏名カナ、71. 送付先氏名漢字、72. 送付先郵便番号、73. 送付先住所コード、74. 送付先住所、75. 送付先住所地番、76. 送付先方書カナ、77. 送付先方書漢字、78. 履歴判定、79. 徴収区分、80. 決議年月日、81. 住民税異動区分コード、82. 異動年月日、83. 住民税整理番号、84. 賦課資料区分コード、85. 書式区分、86. 無職無収入コード、87. 均等割区分、88. 均等割パターン番号、89. 入力区分、90. 営業所得額、91. 農業所得額、92. その他事業所得額、93. 不動産所得額、94. 利子所得額、95. 配当所得フラグ、96. 配当所得額、97. 株式配当所得額、98. 公募外貨配当所得額、99. 公募他配当所得額、100. その他配当所得額、101. 所得税配当所得額、102. 所得税株式配当所得額、103. 所得税公募外貨配当所得額、104. 所得税公募他配当所得額、105. 所得税その他配当所得額、106. 給与所得額、107. 主たる給与支払額、108. 従たる給与支払額、109. 給与支払額内数専従者給与額、110. 特定支出控除額、111. 雑所得額、112. 公的年金支払額、113. 年金雑所得額、114. その他雑所得額、115. 総合課税短期所得額、116. 総合課税短期差引額、117. 総合課税長期所得額、118. 総合課税長期差引額、119. 総合課税度特別控除額、120. 総合課税度特別設定フラグ、121. 総合課税度逆算フラグ、122. 一時所得額、123. 一時差引額、124. 総合一時所得額、125. 短期一般所得額、126. 短期一般差引額、127. 短期一般特別控除額、128. 短期軽減所得額、129. 短期軽減差引額、130. 短期軽減特別控除額、131. 長期一般所得額、132. 長期一般差引額、133. 長期一般特別控除額、134. 長期特定所得額、135. 長期特定差引額、136. 長期特定特別控除額、137. 長期軽減所得額、138. 長期軽減差引額、139. 長期軽減課					

特別控除額、140. 長期特別所得額、141. 長期特別差引額、142. 長期特別特別
 控除額、143. 土地等雑所得額、144. 超短期所得額、145. 株式譲渡所得額、146.
 株式譲渡一般分所得額、147. 株式譲渡新規公開分所得額、148. 株式譲渡特別
 控除額、149. 商品先物取引所得額、150. 山林所得額、151. 山林特別控除額、
 152. 退職所得額、153. 退職所得控除額、154. 退職支払額、155. 市町村源泉退
 職所得割額、156. 都道府県源泉退職所得割額、157. 勤続年数、158. 就職年月
 日、159. 退職年月日、160. 総合退職所得額、161. 総合退職所得控除額、162.
 特例適用条文 1、163. 特例適用条文 2、164. 特例適用条文 3、165. 変動所得額、
 166. 前年変動所得額、167. 前々年変動所得額、168. 臨時所得額、169. 平均課
 税対象金額、170. 免税所得額、171. 肉用牛売却価格、172. 肉用牛免税対象所
 得額、173. 肉用牛免税対象外所得額、174. 非課税所得額、175. 申告 0 円所得
 区分 01、176. 申告 0 円所得区分 02、177. 申告 0 円所得区分 03、178. 申告 0 円
 所得区分 04、179. 申告 0 円所得区分 05、180. 申告 0 円所得区分 06、181. 申
 告 0 円所得区分 07、182. 申告 0 円所得区分 08、183. 申告 0 円所得区分 09、
 184. 申告 0 円所得区分 10、185. 最高所得区分、186. 総所得金額、187. 合計所
 得金額、188. 総所得金額等、189. 所得税総所得金額、190. 所得税合計所得金
 額、191. 所得税総所得金額等、192. 総所得損通所得額、193. 総合短期員通所
 得額、194. 総合長期員通所得額、195. 短期一般員通所得額、196. 短期軽減員
 通所得額、197. 長期一般員通所得額、198. 長期特定員通所得額、199. 長期軽
 課員通所得額、200. 長期特別員通所得額、201. 土地等雑員通所得額、202. 超
 短期員通所得額、203. 山林員通所得額、204. 株式譲渡員通所得額、205. 商品
 先物取引員通所得額、206. 退職員通所得額、207. 所得税総所得員通所得額、
 208. 所得税総合短期員通所得額、209. 所得税総合長期員通所得額、210. 所得
 税短期一般員通所得額、211. 所得税短期軽減員通所得額、212. 所得税長期一
 般員通所得額、213. 所得税長期特定員通所得額、214. 所得税長期軽減員通所
 得額、215. 所得税長期特別員通所得額、216. 所得税土地等雑員通所得額、217.
 所得税超短期員通所得額、218. 所得税株式譲渡員通所得額、219. 所得税商品
 先物取引員通所得額、220. 所得税山林員通所得額、221. 所得税退職員通所得
 額、222. 雑員控除額、223. 医療費控除額、224. 社会保険料控除額、225. 小規
 模共済控除額、226. 生命保険料控除額、227. 所得税生命保険料控除額、228.
 生命保険料支払額、229. 個人年金保険料支払額、230. 損害保険料控除額、231.
 所得税損害保険料控除額、232. 損害保険料支払額、233. 長期損害保険料支払
 額、234. 寄付控除額、235. 寄付控除額、236. 所得税寄付金控除額、237. 合
 計控除額、238. 所得税合計控除額、239. 控除配当額、240. 配偶者区分、
 241. 配特有無区分、242. 配偶者特別控除額、243. 所得税配偶者特別控除
 額、244. 配偶者合計所得金額、245. 扶養一般該当人数、246. 扶養年少該当人
 数、247. 扶養特定該当人数、248. 扶養老人該当人数、249. 扶養同居老人該当
 人数、250. 扶養特障該当人数、251. 扶養同居特障該当人数、252. 扶養普障該
 当人数、253. 未成年該当額、254. 老年者該当額、255. 寡婦該当額、256.
 障害者該当額、257. 勤労学生該当額、258. 住民税申告区分、259. 本専区
 分、260. 配専区分、261. 青色専従該当人数、262. 白色専従該当人数、263. 専
 従者控除額、264. 繰越損失額、265. 純損失額、266. 譲渡繰越損失額、267. 雑
 損失額、268. 特定株式損失額、269. 当年純損失額、270. 当年譲渡繰越損失額、
 271. 当年雑損失額、272. 当年特定株式損失額、273. 前純損失額、274. 前譲渡
 繰越損失額、275. 前雑損失額、276. 前特定株式損失額、277. 前々純損失額、
 278. 前々譲渡繰越損失額、279. 前々雑損失額、280. 前々特定株式損失額、281.
 所得税総所得課税額、282. 所得税短期一般課税額、283. 所得税短期軽減課税
 額、284. 所得税長期一般課税額、285. 所得税長期特定課税額、286. 所得税長
 期軽減課税額、287. 所得税長期特別課税額、288. 所得税土地等雑課税額、289.
 所得税超短期課税額、290. 所得税株式課税額、291. 所得税商品先物取引課税
 額、292. 所得税山林課税額、293. 所得税退職課税額、294. 総所得所得税額、
 295. 短期一般所得税額、296. 短期軽減所得税額、297. 長期一般所得税額、298.
 長期特定所得税額、299. 長期軽減課税所得税額、300. 長期特別所得税額、301. 土
 地等雑所得税額、302. 超短期所得税額、303. 株式所得税額、304. 商品先物取
 引所得税額、305. 山林所得税額、306. 退職所得税額、307. 所得税控除額、
 308. 住宅借入金特別控除額、309. その他特別控除額、310. 定率控除前所得税

額、311. 所得税災害減免額、312. 所得税外国税額調整控除額、313. 所得税特別減税額、314. 所得税定率控除額、315. 定率控除後所得税額、316. 所得税額、317. 所得税額チェックワグ、318. 総所得課税額、319. 短期一般課税額、320. 短期軽減課税額、321. 長期一般課税額、322. 長期特定課税額、323. 長期軽減課税額、324. 長期特別課税額、325. 土地等雑課税額、326. 超短期課税額、327. 株式課税額、328. 商品先物取引課税額、329. 山林課税額、330. 退職課税額、331. 市町村総所得所得割額、332. 市町村短期一般所得割額、333. 市町村短期軽減所得割額、334. 市町村長期一般所得割額、335. 市町村長期特定所得割額、336. 市町村長期軽減所得割額、337. 市町村長期特別所得割額、338. 市町村土地等雑所得割額、339. 市町村超短期所得割額、340. 市町村株式所得割額、341. 市町村商品先物取引所得割額、342. 市町村山林所得割額、343. 市町村退職所得割額、344. 市町村算出所得割額、345. 市町村配当控除額、346. 市町村外国税額調整控除額、347. 市町村調整額、348. 市町村特別減税額、349. 市町村定率控除額、350. 市町村免税額、351. 市町村所得割額、352. 市町村端数切捨所得割額、353. 市町村特別減税前所得割額、354. 市町村定率控除前所得割額、355. 市町村均等割額、356. 市町村民税額、357. 都道府県総所得所得割額、358. 都道府県短期一般所得割額、359. 都道府県短期軽減所得割額、360. 都道府県長期一般所得割額、361. 都道府県長期特定所得割額、362. 都道府県長期軽減所得割額、363. 都道府県長期特別所得割額、364. 都道府県土地等雑所得割額、365. 都道府県超短期所得割額、366. 都道府県株式所得割額、367. 都道府県商品先物取引所得割額、368. 都道府県山林所得割額、369. 都道府県退職所得割額、370. 都道府県算出所得割額、371. 都道府県配当控除額、372. 都道府県外国税額調整控除額、373. 都道府県調整額、374. 都道府県特別減税額、375. 都道府県定率控除額、376. 都道府県免税額、377. 都道府県所得割額、378. 都道府県端数切捨所得割額、379. 都道府県特別減税前所得割額、380. 都道府県定率控除前所得割額、381. 都道府県均等割額、382. 都道府県民税額、383. 課税非課税区分コード、384. 所得割非課税ワグ、385. 均等割非課税ワグ、386. 年税額、387. 市町村所得割減免額、388. 市町村均等割減免額、389. 都道府県所得割減免額、390. 都道府県均等割減免額、391. 予備金額 1、392. 予備金額 2、393. 予備金額 3、394. 予備金額 4、395. 予備金額 5、396. 予備項目 1、397. 予備項目 2、398. 予備項目 3、399. 予備項目 4、400. 予備項目 5、401. 退避用履歴判定、402. 株式譲渡上場所得額、403. 所得税株式譲渡上場所得額、404. 所得税株式譲渡所得額、405. 株式譲渡ワグ、406. 株式譲渡上場損通所得額、407. 所得税株式譲渡上場損通所得額、408. 株式上場課税額、409. 所得税株式上場課税額、410. 肉牛軽減課税額、411. 市町村株式上場所得割額、412. 都道府県株式上場所得割額、413. 市町村肉牛軽減所得割額、414. 都道府県肉牛軽減所得割額、415. 株式上場所得税額、416. 肉牛軽減所得税額、417. 株式含む合計所得金額、418. 先物取引損失額、419. 当年先物取引損失額、420. 前々先物取引損失額、421. 前々先物取引損失額、422. 配当割控除額、423. 株式譲渡割控除額、424. 市町村定率控除後所得割額、425. 都道府県定率控除後所得割額、426. 控除超過額、427. 居住用特定譲渡所得額、428. 居住用特定損失額、429. 市町村株式譲渡配当割控除額、430. 都道府県株式譲渡配当割控除額、431. 市町村 65 歳以上の特例控除額、432. 都道府県 65 歳以上の特例控除額、433. 市町村調整控除額、434. 都道府県調整控除額、435. 市町村控除不足額、436. 都道府県控除不足額、437. 市町村内充当額、438. 都道府県内充当額、439. 市町村外充当額、440. 都道府県外充当額、441. 標準税率市町村総所得、442. 標準税率市町村山林、443. 標準税率市町村退職、444. 標準税率市町村算出所得割、445. 標準税率市町村調整額、446. 標準税率定率控除前市町村所得割、447. 標準税率定率控除後市町村所得割額、448. 標準税率市町村 65 歳以上の特例控除額、449. 標準税率市町村所得割、450. 標準税率市町村所得割端数切捨、451. 標準税率市町村均等割、452. 標準税率都道府県総所得、453. 標準税率都道府県山林、454. 標準税率都道府県退職、455. 標準税率都道府県算出所得割、456. 標準税率都道府県調整額、457. 標準税率定率控除前都道府県所得割、458. 標準税率定率控除後都道府県所得割額、459. 標準税率都道府県 65 歳以上の特例控除額、460. 標準税率都道府県所得割、461. 標準税率都道府県所得割端数切捨、462. 標準税率都道府県均等割、463. 政党等寄付金特別控除額、464. 耐震改修特別控除額、465.

住宅借入金特別控除可能額、466. 市町村住宅借入金特別控除可能額、467. 都道府県住宅借入金特別控除可能額、468. 市町村税源移譲減額、469. 都道府県税源移譲減額、470. 標準税率市町村税源移譲減額、471. 標準税率都道府県税源移譲減額、472. 国税更正日、473. 登録区分、474. 寄附金控除自治体分、475. 寄附金控除都道府県指定分、476. 寄附金控除市町村指定分、477. 内私の年金支払額、478. 住民税年金種別、479. 基礎控除対象ワグ、480. 市町村寄附金控除額、481. 都道府県寄附金控除額、482. 内年金ワグ、483. 内特徴ワグ、484. 三徴収ワグ、485. 居住開始年月日、486. 住宅控除区分、487. 住宅借入金残高、488. 居住開始年月日 2、489. 住宅控除区分 2、490. 住宅借入金残高 2、491. 山林純増損失額、492. 当年山林純増損失額、493. 前山林純増損失額、494. 前々山林純増損失額、495. 株式配当損失額、496. 分離配当所得額、497. 分離配当損通所得額、498. 所得税分離配当損通所得額、499. 投資等税割割除額、500. 所得税肉牛軽減課税額、501. 所得税分離配当課税額、502. 分離配当課税額、503. 所得税分離配当所得額、504. 市町村分離配当所得割額、505. 都道府県分離配当所得割額、506. 年金本徴収ワグ、507. 年金仮徴収月数、508. 年金仮徴収期別税額、509. 控除不足反映済額、510. 徴収税額特徴分、511. 市町村所得割額特徴分、512. 市町村均等割額特徴分、513. 都道府県所得割額特徴分、514. 都道府県均等割額特徴分、515. 徴収税額普徴分、516. 市町村所得割額普徴分、517. 市町村均等割額普徴分、518. 都道府県所得割額普徴分、519. 都道府県均等割額普徴分、520. 徴収税額半額年金分、521. 市町村所得割額半額年金分、522. 市町村均等割額半額年金分、523. 都道府県所得割額半額年金分、524. 都道府県均等割額半額年金分、525. 徴収税額年金分、526. 市町村所得割額年金分、527. 市町村均等割額年金分、528. 都道府県所得割額年金分、529. 都道府県均等割額年金分、530. 標準税率徴収税額特徴分、531. 標準税率市町村所得割額特徴分、532. 標準税率市町村均等割額特徴分、533. 標準税率都道府県所得割額特徴分、534. 標準税率都道府県均等割額特徴分、535. 標準税率徴収税額普徴分、536. 標準税率市町村所得割額普徴分、537. 標準税率市町村均等割額普徴分、538. 標準税率都道府県所得割額普徴分、539. 標準税率都道府県均等割額普徴分、540. 標準税率徴収税額半額年金分、541. 標準税率市町村所得割額半額年金分、542. 標準税率市町村均等割額半額年金分、543. 標準税率都道府県所得割額半額年金分、544. 標準税率都道府県均等割額半額年金分、545. 標準税率徴収税額年金分、546. 標準税率市町村所得割額年金分、547. 標準税率市町村均等割額年金分、548. 標準税率都道府県所得割額年金分、549. 標準税率都道府県均等割額年金分、550. 年金内訳切替ワグ、551. 徴収税額変更ワグ、552. 特徴内訳保有ワグ、553. 編集用予備項目、554. 新生命保険料支払額、555. 新個人年金保険料支払額、556. 介護保険料支払額、557. 予備金額 6、558. 予備金額 7、559. 予備金額 8、560. 予備金額 9、561. 予備金額 10、562. 予備項目 6、563. 予備項目 7、564. 予備項目 8、565. 予備項目 9、566. 予備項目 10、567. 寄附金控除特例分、568. 市町村申告特例控除額、569. 都道府県申告特例控除額、570. 予備金額 11、571. 予備金額 12、572. 予備金額 13、573. 予備金額 14、574. 予備金額 15、575. 予備金額 16、576. 予備金額 17、577. 予備金額 18、578. 予備金額 19、579. 予備金額 20、580. 予備項目 11、581. 予備項目 12、582. 予備項目 13、583. 予備項目 14、584. 予備項目 15、585. 予備項目 16、586. 予備項目 17、587. 予備項目 18、588. 予備項目 19、589. 予備項目 20、590. 条約適用利子等所得額、591. 条約適用配当等所得額、592. 特例適用利子等所得額、593. 特例適用配当等所得額、594. 条約適用利子等損通所得額、595. 条約適用配当等損通所得額、596. 特例適用利子等損通所得額、597. 特例適用配当等損通所得額、598. 条約適用利子等課税額、599. 条約適用配当等課税額、600. 特例適用利子等課税額、601. 特例適用配当等課税額、602. 条約適用利子等限度税率、603. 条約適用配当等限度税率、604. 市町村条約適用利子等所得割額、605. 都道府県条約適用利子等所得割額、606. 市町村条約適用配当等所得割額、607. 都道府県条約適用配当等所得割額、608. 市町村特例適用利子等所得割額、609. 都道府県特例適用利子等所得割額、610. 市町村特例適用配当等所得割額、611. 都道府県特例適用配当等所得割額、612. 所得税条約適用利子等限度税率、613. 所得税条約適用配当等限度税率、614. 所得税条約適用利子等損通所得額、615. 所得税条約適用配当等損通所得額、616. 所得税特例適用利子等損通所得額、

617. 所得税特例適用配当等損通所得額、618. 所得税条約適用利子等課税額、619. 所得税条約適用配当等課税額、620. 所得税特例適用利子等課税額、621. 所得税特例適用配当等課税額、622. 条約適用利子等所得税額、623. 条約適用配当等所得税額、624. 特例適用利子等所得税額、625. 特例適用配当等所得税額、626. 予備金額 21、627. 予備金額 22、628. 予備金額 23、629. 予備金額 24、630. 予備金額 25、631. 予備金額 26、632. 予備金額 27、633. 予備金額 28、634. 予備金額 29、635. 予備金額 30、636. 処理状況コード、637. 決議ワグ、638. 最新判定、639. 仮最新判定、640. 退避最新判定、641. 通番、642. 決議用処理年月日、643. 世帯外区分該当コード、644. 扶養者個人番号、645. 配偶者個人番号、646. 扶養専従区分該当コード、647. 扶養区分該当コード、648. 障害者区分該当コード、649. 同居特障区分該当コード、650. 同居老人区分該当コード、651. 専従区分該当コード、652. 専従申告区分該当コード、653. 専従者給与入力ワグ、654. 専従者給与所得額、655. 合計所得入力ワグ、656. 決議起因決議用処理年月日、657. 通知書番号、658. 徴収ワグ-外内連番、659. 徴収ワグ-内内ワグ連番、660. 事業所個人番号、661. 住民税受給者番号、662. 普徴事業所番号、663. 住民税異動事由コード 1、664. 住民税異動事由コード 2、665. 還付加算用住民税更正事由、666. 法定納期限等、667. 変更開始月期、668. 徴収済月期、669. 併徴普徴変更期、670. 併徴普徴徴収済期、671. 随時処理ワグ、672. 差引課税額、673. 既課税額、674. 期別 06 月 01 期税額、675. 賦課年度 01、676. 納期限 01、677. 期別 07 月 02 期税額、678. 賦課年度 02、679. 納期限 02、680. 期別 08 月 03 期税額、681. 賦課年度 03、682. 納期限 03、683. 期別 09 月 04 期税額、684. 賦課年度 04、685. 納期限 04、686. 期別 10 月 05 期税額、687. 賦課年度 05、688. 納期限 05、689. 期別 11 月 06 期税額、690. 賦課年度 06、691. 納期限 06、692. 期別 12 月 07 期税額、693. 賦課年度 07、694. 納期限 07、695. 期別 01 月 08 期税額、696. 賦課年度 08、697. 納期限 08、698. 期別 02 月 09 期税額、699. 賦課年度 09、700. 納期限 09、701. 期別 03 月 10 期税額、702. 賦課年度 10、703. 納期限 10、704. 期別 04 月 11 期税額、705. 賦課年度 11、706. 納期限 11、707. 期別 05 月 12 期税額、708. 賦課年度 12、709. 納期限 12、710. 期別 13 期税額、711. 賦課年度 13、712. 納期限 13、713. 期別 14 期税額、714. 賦課年度 14、715. 納期限 14、716. 期別 15 期税額、717. 賦課年度 15、718. 納期限 15、719. 期別 16 期税額、720. 賦課年度 16、721. 納期限 16、722. 期別 17 期税額、723. 賦課年度 17、724. 納期限 17、725. 期別 18 期税額、726. 賦課年度 18、727. 納期限 18、728. 収納過年度更正ワグ、729. 充当額、730. 還付額、731. 期別 06 月 01 期充当、732. 期別 07 月 02 期充当、733. 期別 08 月 03 期充当、734. 期別 09 月 04 期充当、735. 期別 10 月 05 期充当、736. 期別 11 月 06 期充当、737. 期別 12 月 07 期充当、738. 期別 01 月 08 期充当、739. 期別 02 月 09 期充当、740. 期別 03 月 10 期充当、741. 期別 04 月 11 期充当、742. 期別 05 月 12 期充当、743. 期別 13 期充当、744. 期別 14 期充当、745. 期別 15 期充当、746. 期別 16 期充当、747. 期別 17 期充当、748. 期別 18 期充当、749. 返戻 01 期、750. 返戻課税年度 01、751. 返戻納期限 01、752. 返戻 02 期、753. 返戻課税年度 02、754. 返戻納期限 02、755. 返戻 03 期、756. 返戻課税年度 03、757. 返戻納期限 03、758. 返戻 04 期、759. 返戻課税年度 04、760. 返戻納期限 04、761. 返戻 05 期、762. 返戻課税年度 05、763. 返戻納期限 05、764. 差引課税額年金分、765. 期別 06 月 01 期税額年金分、766. 期別 07 月 02 期税額年金分、767. 期別 08 月 03 期税額年金分、768. 期別 09 月 04 期税額年金分、769. 期別 10 月 05 期税額年金分、770. 徴収税額特徴内訳分、771. 市町村所得割額特徴内訳分、772. 市町村均等割額特徴内訳分、773. 都道府県所得割額特徴内訳分、774. 都道府県均等割額特徴内訳分、775. 地域台帳番号、776. 世帯台帳番号、777. 個人台帳番号、778. 世帯番号、779. 混合世帯番号、780. 氏名カナ、781. 編集済氏名カナ、782. 氏名漢字、783. 編集済氏名漢字、784. 宛名郵便番号、785. 宛名住所コード、786. 宛名住所、787. 宛名地番、788. 宛名地番数値 1、789. 宛名地番数値 2、790. 宛名地番数値 3、791. 宛名方書カナ、792. 宛名方書漢字、793. 世帯主氏名カナ、794. 世帯主氏名漢字、795. 性別区分、796. 生年月日、797. 元号ワグ、798. 続柄コード、799. 続柄名称漢字、800. 電話番号、801. 宛名行政区コード、802. 住民区分、803. 宛名消除区分、804. 宛名増減事由コード、805. 増減異動日、806. 記載順位、807. 旧氏名カナ、808. 旧氏名漢字、809. 外国人本名、810. 検索用氏名カナ、811. 検索用

	旧氏名が、812. 遡り異動対象区分ワグ、813. 遡り対象判定年月日、814. 使用区分、815. 住民税㊦ 01、816. 住民税㊦ 02、817. 住民税㊦ 03、818. 住民税㊦ 04、819. 住民税㊦ 05、820. 住民税㊦ 06、821. 住民税㊦ 07、822. 住民税㊦ 08、823. 住民税㊦ 09、824. 住民税㊦ 10、825. 住民税㊦ 11、826. 住民税㊦ 12、827. 住民税㊦ 13、828. 住民税㊦ 14、829. 住民税㊦ 15、830. ㊦注意ワグ、831. 海外出張開始年月日、832. 海外出張終了年月日、833. 市内家族個人番号、834. 市内家族㊦氏名が、835. 市内家族㊦氏名漢字、836. 申告書送付有無コード、837. 申告書適用年月日、838. 申告書送付理由コード、839. 申告書送付㊦、840. 指定徴収区分、841. 徴収事業所番号、842. 住登外仮登録ワグ、843. 原票番号、844. 課税 294 条該当コード、845. 生保該当ワグ、846. 証明書発行停止ワグ、847. 294 条通知発送有無ワグ、848. 294 条通知自治体コード、849. 294 条通知自治体名称、850. 課税事由連番、851. 課税事由㊦コード、852. 課税事由別住所区分、853. 課税事由別郵便番号、854. 課税事由別住所コード、855. 課税事由別住所、856. 課税事由別地番、857. 課税事由別方書が、858. 課税事由別方書、859. 電申税目区分、860. 納税者 ID、861. 処理番号、862. 処理番号連番、863. 出力処理番号、864. 出力区分、865. 削除区分、866. eLTAX 手続 ID、867. 作成区分、868. 法人個人区分、869. 法人格名称、870. 前後区分、871. 法人名称が、872. 法人名称漢字、873. 本支店区分、874. 事業所名称が、875. 事業所名称、876. 本店所在地住所、877. 本店所在地方書、878. 氏名、879. 住所、880. 代理人属性コード、881. 区税事務所コード、882. 申告先税目有効区分、883. 審査結果区分、884. eLTAX 受付番号、885. 申告受付日時、886. 取込処理日、887. 性別、888. 代表者氏名漢字、889. 代表者住所、890. 地方公共団体コード、891. 確定処理日、892. 電申警告ワグ、893. 番号法法人番号、894. 申告書ステータス、895. 明細書ステータス、896. eLTAX 申告区分、897. eLTAX 申告受付番号、898. XML 連番、899. XML 情報	
記 録 範 囲	①受給者、②要件児童 ③扶養義務者、※統一個人番号が付与されている、※住登外者を含む、※死亡者を除く、※過年度分含む、※消除者を含む	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	■入手元…本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署（市民課、市民税課）、行政機関・独立行政法人等（地方公共団体情報システム機構）、地方公共団体・地方独立行政法人（市町村） ■入手方法…紙、情報提供ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、住民税システム、サービス検索・電子申請機能	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	あり	[提 供 先 の 名 称 等]
		都道府県知事等、他市町村等、社会福祉協議会
開 示 請 求 等 を 受 理 す る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
訂 正 及 び 利 用 停 止 に 関 す る 他 の 法 令 の 規 定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし	
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）	
個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 作 成 ・ 公 表 の 根 拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条	

備	考	—
---	---	---

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		母子父子家庭自立支援給付金ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室こども政策課				
個人情報ファイルの利用目的		母子父子家庭自立支援給付金の支給に関する事務に利用するため				
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報 の有無	含む	特定個人情報 の有無	なし	
記 録 項 目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6家族状況、7婚姻歴、8親族関係、9居住状況、10職業・職歴、11学業・学歴、12資格・賞罰、13収入、14年金受給状況、15所得状況、16課税状況、17公的扶助、18生活状況、19障害、20口座番号、21印影、22児童扶養手当支給状況、23申請日、24決定日、25支給金額、26支給期間、28却下日					
記 録 範 囲	母子父子家庭自立支援給付金申請者、扶養義務者、児童					
記録情報の収集方法	本人からの申請書等の提出、他の地方公共団体への照会					
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]				
		他の地方公共団体				
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課				
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号				
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし					
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）					
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条					
備 考	－					

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日						
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市						
	実 施 機 関 の 名 称		市長						
個人情報ファイルの名称	ひとり親家庭ファイル								
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども政策課								
個人情報ファイルの利用目的	自立支援プログラムの実施、母子父子寡婦福祉資金の貸付、養育費確保支援事業補助金の支給、ホームヘルプサービスの提供に関する事務に利用するため								
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし				
記 録 項 目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6家族状況、7婚姻歴、8親族関係、9居住状況、10職業、11年金受給状況、12所得状況、13公的扶助、14生活状況、15家計状況、16障害、17口座番号、18印影、19児童扶養手当支給状況、20申込日、21申込形態、22面接日時、23学業・学歴、24資格・賞罰、25相談内容、26申請（請求）日、27交付申請（請求）額、28養育費の取決めの状況、29決定日、30支給金額、31電子メール、32貸付額、33貸付状況								
記 録 範 囲	母子家庭の母子、父子家庭の父子、寡婦、扶養義務者、連帯保証人								
記録情報の収集方法	本人からの申請書等の提出、子ども家庭総合支援課、兵庫県阪神南県民センター芦屋健康福祉事務所、兵庫県社会福祉協議会からの提供								
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]							
		兵庫県阪神南県民センター芦屋健康福祉事務所、兵庫県社会福祉協議会							
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課							
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号							
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし								
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）								
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条								
備 考	—								

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日						
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市						
	実 施 機 関 の 名 称		市長						
個人情報ファイルの名称	施設入所家庭ファイル								
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども政策課								
個人情報ファイルの利用目的	助産施設及び母子生活支援施設への入所措置、児童福祉施設入所等徴収金の助成金及び障害児施設入所等費用助成金の支給に関する事務に利用するため								
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし				
記 録 項 目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6家族状況、7婚姻歴、8親族関係、9居住状況、10職業、11年金受給状況、12所得状況、13公的扶助、14障害、15口座番号、16印影、17申請日、18申請期間、19申請金額、20入所（措置）状況、21決定日、22決定金額、23却下日								
記 録 範 囲	施設入所者、保護者								
記録情報の収集方法	本人からの申請書等の提出、子ども家庭総合支援課、入所施設からの提供								
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]							
		入所施設							
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課							
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号							
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし								
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）								
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条								
備 考	—								

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		交通遺児就学奨励金ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室こども政策課				
個人情報ファイルの利用目的		交通遺児就学奨励金の支給に関する事務に利用するため				
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし	
記 録 項 目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6家族状況、7事故年月日、8死亡年月日、9事故発生場所、10学校、11口座番号、12申請日、13決定日、14支給期間、15月額、16支給総額、17支給年月日、18却下日					
記 録 範 囲	交通遺児、保護者、交通事故にあった者					
記録情報の収集方法	保護者からの申請書等の提出					
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]				
		—				
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課				
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号				
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし					
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）					
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条					
備 考	—					

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日						
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市						
	実 施 機 関 の 名 称		市長						
個人情報ファイルの名称	芦屋市立すすく学級ファイル								
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども政策課								
個人情報ファイルの利用目的	芦屋市立すすく学級の通級に関する事務に利用するため								
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし				
記 録 項 目	1氏名、2個人番号、3生年月日、4住所、5電話番号、6続柄、7、児童学校名等、8身体障害者手帳番号、9療育手帳番号、10精神障害者保健福祉手帳番号、11障がい福祉サービス利用状況、12支援の種類、13支援内容、14主治医、15利用者負担上限額、16支給決定日、17支給決定期間、18受給者番号、19計画相談支援事業所名、20モニタリング期間、21サポート調査判定結果、22強度行動障害児支援加算区分、23年齢、24家族構成、25受給者成育歴、26障がい通所支援サービスの週間計画、27サービス利用計画、28診断書（意見書）、29申請日								
記 録 範 囲	障がい児通所支援サービス申請者、配偶者及び受給者								
記録情報の収集方法	保護者からの申請、計画相談員による通所支援計画書の提出								
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]							
		—							
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課							
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号							
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし								
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）								
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条								
備 考	—								

様式第1号

個人情報ファイル簿	作成年月日		令和7年3月24日			
	行政機関等の名称		芦屋市			
	実施機関の名称		市長			
個人情報ファイルの名称	ひとり親世帯への生活支援給付金管理ファイル					
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども政策課					
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親世帯への生活支援給付金の支給に関する事務に利用するため					
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6Email、7監護児童情報、8口座番号、9児童扶養手当支給状況					
記録範囲	ひとり親世帯への生活支援給付金申請書を提出した者					
記録情報の収集方法	本人申告及び、本人の承諾のもと児童扶養手当事務からの提供					
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]				
		—				
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課				
	[所在地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号				
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし					
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）					
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条					
備考	—					

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日			令和5年4月1日					
	行 政 機 関 等 の 名 称			芦屋市					
	実 施 機 関 の 名 称			市長					
個人情報ファイルの名称	インクルーシブ教育・保育事業実施ファイル								
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室ほいく課、精道こども園、西蔵こども園、岩園保育所、緑保育所								
個人情報ファイルの利用目的	保護者の就労、疾病等により、保育を必要とし、かつ、個別的配慮が必要な児童に保育所等を利用させ他の児童との集団による教育及び保育（以下「インクルーシブ教育・保育」という。）を行うことにより、当該児童及び他の児童の健全な発達を促進するとともに、人格の形成に寄与し、もって児童の福祉向上することを目的とする。インクルーシブ教育・保育事業を円滑に推進するため、芦屋市就学前教育・保育支援者会（以下「支援者会」という。）及び芦屋市就学前教育・保育検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、入園または入所に係る申込みがあった場合に支援者会及び検討委員会において協議、検討結果を基に芦屋市保育の実施に関する要綱第7条に規定する保育実施会議においてインクルーシブ教育・保育を決定する。個別的配慮を必要とする児童にインクルーシブ教育・保育事業を実施するため。								
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし				
記 録 項 目	1氏名（本人・保護者）、2住所、3電話番号、4生年月日、5加配申請日、6身体障害、知的障害、精神障害（発達遅滞を含む。）その他の規則で定められる心身の機能の障害の特徴、7療育手帳、障害手帳の有無、8通院歴、9支援者会での判定結果、10支援委員及び検討委員の個人名、所属機関、11個別的支援可否決定内容								
記 録 範 囲	保育等に入所申請を行った際に、個別的配慮を希望し、支援者会へに参加を希望した児童及び保護者								
記録情報の収集方法	保護者による紙書類による申請書の提出								
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]							
		小児科医、三田谷治療教育院 治療教育室							
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課							
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号							
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし								
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）								

個人情報ファイル簿 作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条
備考	—

様式第1号

個人情報ファイル簿		作成年月日		令和5年4月1日		
		行政機関等の名称		芦屋市		
		実施機関の名称		市長		
個人情報ファイルの名称		認定こども園・保育所児童尿検査ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室ほいく課、精道こども園、西蔵こども園、岩園保育所、緑保育所				
個人情報ファイルの利用目的		児童の健康管理を行い、円滑な集団生活を送るため検査実施に係る事務に利用するため				
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記録項目		1氏名(本人)、2年齢、3施設名、4施設住所、5検査結果				
記録範囲		尿検査を受検する児童				
記録情報の収集方法		児童、検査実施業者からの提出				
記録情報の経常的提供先		あり	[提供先の名称等]			
			有限会社メディスコ			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所在地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		なし				
個人情報ファイルの別		電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備考		—				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		保育士等キャリアアップ研修ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室ほいく課				
個人情報ファイルの利用目的		保育士等がキャリアアップを見通し、保育所においてリーダー的職員を育成するために、研修を行うため。				
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含まない	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目		1氏名(本人)、2住所、3生年月日、4勤務施設名及び施設長名、5保育士免許及び登録番号、6幼稚園教諭免許及び登録番号、7栄養士免許及び登録番号、8管理栄養士免許及び登録番号、9看護師免許及び登録番号、10戸籍抄本、11講師の略歴、12講師就任承諾書、13修了書番号				
記 録 範 囲		研修受講希望した者および研修講師				
記録情報の収集方法		受講者より申請書を紙提出				
記録情報の経常的提供先		あり	[提供先の名称等] 兵庫県福祉部こども政策課こども育成班			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		なし				
個人情報ファイルの別		電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考		-				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		在園児保険ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室ほいく課、精道こども園、西藏こども園、岩園保育所、緑保育所				
個人情報ファイルの利用目的		福祉医療制度の助成対象となる児童が保育所における保育中（登園所・降園所を含む）の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）に関する事務に利用するため。				
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報 の有無	含む	特定個人情報 の有無	なし
記 録 項 目		1氏名(本人)、2保護者名、3住所、4生年月日、5施設名、6既往歴、7受傷部位、8事故発生日時、9発生時の状況、10 処置者名、11 付添者名、12 処置・検査内容、13 報告者名、14 施設長印、15 副施設長名、16 課員印、17 係長印、18 課長印、19 疾病名、20 診療開始日、21 診療実日数、22 診療報酬請求点数、23 医療機関名、24 調剤請求点、25 転入前在籍施設名、26 新入・転入年月日、27 階層別年齢別児童数、28 要保護児童名、29 支給認定、30 教育・保育区分、31 受委託区分、32 徴収階層、33 在園証明書、34 施設印、35 施設長名、36 加入者名簿				
記 録 範 囲		助成対象児童および保護者				
記録情報の収集方法		助成対象児童および保護者からの提出				
記録情報の経常的提供先		あり	[提供先の名称等] 独立行政法人スポーツ振興センター			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		なし				
個人情報ファイルの別		電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考		—				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		こども園・保育所嘱託医（委嘱・報酬・マイナンバー）ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室ほいく課、精道こども園、西蔵こども園、岩園保育所、緑保育所				
個人情報ファイルの利用目的		園児の健康診断は、入園時及び毎年度2回行う（そのうち1回は6月30日までに行うものとする。）ことを原則としていることから、嘱託医の委嘱、報酬の事務を行うため。				
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報 の有無	含まない	特定個人情報 の有無	なし
記 録 項 目		1実施施設、2児童数、3実施児童数、4実施児童年齢、5医師名、2生年月日、3自宅住所、4自宅電話番号、5銀行口座、6医院名、医院住所、8医院電話番号、9法人印、10代表者印、11個人印				
記 録 範 囲		嘱託医				
記録情報の収集方法		嘱託医からの提出				
記録情報の経常的提供先		あり	[提供先の名称等]			
			芦屋市医師会・歯科医師会			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		なし				
個人情報ファイルの別		電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考		—				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作成年月日		令和5年4月1日		
		行政機関等の名称		芦屋市		
		実施機関の名称		市長		
個人情報ファイルの名称		特定教育・保育施設等における事故報告ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室ほいく課、精道こども園、西蔵こども園、岩園保育所、緑保育所				
個人情報ファイルの利用目的		特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に基づき、事故が発生した場合における都道府県への報告義務に関する事務に利用するため。				
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報 の有無	含む	特定個人情報 の有無	なし
記録項目		1施設名、2施設住所、3施設長名、4開設年月日、5在籍数、6教育・保育児童数、7事故発生日、8事故発生時間、9児童の年齢、10性別、11入園・入所年月日、12事故の転帰、13事故の誘因、14負傷状況、15受傷部位、16診断名、17病状、18既往歴、19病院名、20発生場所、21発生時状況、22発生状況、23発生後の対応、24人的面（対象児の動き・担当職員の動き・他の職員の動き）				
記録範囲		当該児童				
記録情報の収集方法		所属長、当該児童からの提出				
記録情報の経常的提供先		あり	[提供先の名称等]			
			消費者庁、兵庫県福祉部こども政策課こども育成班			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所在地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		なし				
個人情報ファイルの別		電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備考		－				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		全国市長会ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室ほいく課、精道こども園、西蔵こども園、岩園保育所、緑保育所				
個人情報ファイルの利用目的		芦屋市立認定こども園・保育所の管理下における事故に対する補償については、ほかに日本スポーツ振興センター保険に加入しているが、本保険の加入により事故に対する補償を強化するため。				
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報 の有無	含む	特定個人情報 の有無	なし
記 録 項 目		1 児童数、2 文部科学省学校基本調査報告、3 厚生労働省社会福祉施設等調査報告、4 受委託人数、5 契約類型、6 事故発生日、7 事故発生場所、8 施設名、9 加害者氏名、10 届出警察署名、11 被害者情報（氏名・保護者名・住所・電話・身体障害（程度・部位・症状）・治療病院名、12 財物事故（所有物・破損財物名称・修理業者名（担当者名・電話）・損害見込み額、13 事故の発生状況、14 事故の原因、15 被害者の意思表示				
記 録 範 囲		助成対象児及び保護者、加害者				
記録情報の収集方法		助成対象児及び保護者、加害者からの提出				
記録情報の経常的提供先		あり	[提供先の名称等] 全国市長会			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		なし				
個人情報ファイルの別		電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考		－				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		医療的ケア児教育・保育支援事業実施ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室、ほいく課、西藏こども園、地域福祉課				
個人情報ファイルの利用目的		市立認定こども園・保育所・私立認定こども園・保育園・私立小規模保育事業所等（以下「保育所等」という）を利用するに当たり、必要な事項に基づいて、保育所等での安全な教育・保育の実施の可否について検討するため。				
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報 の有無	含む	特定個人情報 の有無	なし
記 録 項 目		1氏名（本人・保護者）、2住所、3生年月日、4緊急連絡先、5主治医、6診断名、7指示及び配慮事項、8芦屋市医療滴ケア実施承諾書、9実施する医療的ケアの内容、10芦屋市医療滴ケア実施不承諾書				
記 録 範 囲		保育所等において医療的ケアを希望する児童及び保護者				
記録情報の収集方法		保護者からの提出				
記録情報の経常的提供先		あり	[提供先の名称等]			
			小児科医、訪問看護ステーション			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		なし				
個人情報ファイルの別		電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考		－				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日			令和5年4月1日									
	行 政 機 関 等 の 名 称			芦屋市									
	実 施 機 関 の 名 称			市長									
個人情報ファイルの名称	個別対応業務ファイル												
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室はいく課												
個人情報ファイルの利用目的	市立認定こども園・保育所・私立認定こども園・保育園・私立小規模保育事業所等に在園中又は希望される保護者からの聞き取り内容や対応の記録し、今後の対応の参考にするため。												
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし								
記 録 項 目	1氏名（本人・保護者）、2家族構成、3住所、4生年月日、5就労状況、6対応日時・内容記録、7在園名												
記 録 範 囲	個別対応者												
記録情報の収集方法	個別対応者から職員による聞き取り												
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]											
		—											
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課											
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号											
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし												
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）												
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条												
備 考	—												

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日			
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市			
		実 施 機 関 の 名 称		市長			
個人情報ファイルの名称		要保護児童対策ファイル					
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室はいく課					
個人情報ファイルの利用目的		市立認定こども園・保育所・私立認定こども園・保育園・私立小規模保育事業所等に在園中の児童について、家庭環境や発達等に関して関係課と連携を行うため、情報共有を行うため。					
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし	
記 録 項 目		1氏名(本人・保護者)、2住所、3生年月日、4家族構成、5関係機関、6主担当、7受付日、8担当者、9ケース会議記録					
記 録 範 囲		要保護児童及び保護者					
記録情報の収集方法		こども家庭・保健センターからの提供					
記録情報の経常的提供先		なし	[提供先の名称等]				
			—				
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課				
		[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号				
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		なし					
個人情報ファイルの別		電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)					
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条					
備 考		—					

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日	
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市	
		実 施 機 関 の 名 称		市長	
個人情報ファイルの名称	三田谷治療教育院における障害児等療育支援事業ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室ほいく課、精道こども園、西蔵こども園、岩園保育所、緑保育所				
個人情報ファイルの利用目的	市立認定こども園・保育所・私立認定こども園・保育園・私立小規模保育事業所等に在園中の児童について保育士による支援について指導・助言を行うため。				
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2生年月日、3発育歴、4相談内容、5指導内容				
記 録 範 囲	支援について指導・助言を必要とする児童				
記録情報の収集方法	各所園クラス担任からの提出				
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]			
		三田谷治療教育院 治療教育室			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考	－				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		延長保育事業利用管理ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室ほいく課				
個人情報ファイルの利用目的		特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する保護者について、延長保育事業の利用に基づき利用料の賦課をし、保護者への通知を行うため				
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報 の有無	含まない	特定個人情報 の有無	なし
記 録 項 目		1 児童氏名、2 施設名、3 こどもコード、4 認定区分、5 利用回数、6 金額、7 所得階層区分、8 口座登録の有無				
記 録 範 囲		延長保育事業を利用した者				
記 録 情 報 の 収 集 方 法		各保育施設で記録する登降園情報及びシステムからの情報を参照し作成				
記録情報の経常的提供先		[提供先の名称等]				
		—				
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		なし				
個人情報ファイルの別		電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考		—				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日	
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市	
		実 施 機 関 の 名 称		市長	
個人情報ファイルの名称	病児・病後児保育事業事前登録者ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室ほいく課				
個人情報ファイルの利用目的	病児・病後児保育事業の運営に必要な事前登録情報を管理するため				
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1 申請者名、2 電話番号、3、児童の氏名・住所、4 性別、5 生年月日、6 年齢、7 通園している施設名及び連絡先、8 主治医、9 家族の状況、10 緊急連絡先、11 既往歴、12 アレルギーの有無、13 予防接種の状況、14 登録日、15 登録番号				
記 録 範 囲	病児・病後児保育事業を利用するため事前登録をされた者				
記録情報の収集方法	保護者からの事前登録申請書の提出				
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]			
		—			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考	—				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作成年月日		令和5年4月1日				
	行政機関等の名称		芦屋市				
	実施機関の名称		市長				
個人情報ファイルの名称	預かり保育事業利用管理ファイル						
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室はいく課						
個人情報ファイルの利用目的	特定教育・保育施設を利用する保護者について、預かり保育事業の利用に基づき利用料の賦課をし、保護者への通知を行うため						
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含まない	特定個人情報の有無 なし			
記録項目	1 児童氏名、2 施設名、3 こどもコード、4 年齢、5 利用回数、6 金額、7 所得階層区分、8 口座登録の有無						
記録範囲	預かり保育事業を利用した者						
記録情報の収集方法	各保育施設で記録する実績及びシステムからの情報を参照し作成						
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]					
		—					
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課					
	[所在地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号					
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし						
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）						
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条						
備考	—						

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日				
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市				
	実 施 機 関 の 名 称		市長				
個人情報ファイルの名称	一時預かり事業ファイル						
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室はいく課						
個人情報ファイルの利用目的	一時預かり事業の認定、利用料徴収等の事務に利用するため。						
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし		
記 録 項 目	1氏名・住所・電話・続柄、2事業の区分、3申請児童氏名、4性別、5生年月日、6希望施設、7保険証種類、8被保険者名、9同居家族、10生活保護、11同居障害者手帳所持者、12ひとり親家庭、13一時預かり事業を必要とする理由等						
記 録 範 囲	申請児童、保護者						
記録情報の収集方法	保護者の申告						
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]					
		対象児童の利用施設					
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課					
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号					
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし						
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）						
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条						
備 考	－						

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		施設等利用給付事業ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室ほいく課				
個人情報ファイルの利用目的		施設等利用給付認定、請求に伴う支給等の事務に利用するため。				
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報 の有無	含む	特定個人情報 の有無	あり
記 録 項 目		1 認定希望日、2 氏名・住所・個人番号等（児童・保護者）、3 認定種別、4 保育を必要とする理由、5 同居者、6 幼稚園・こども園等利用施設名、7 認可外保育施設等利用施設名、8 保育を必要とする理由の状況等、9 在職証明書、10 診断書				
記 録 範 囲		申請児童、保護者				
記録情報の収集方法		保護者の申告				
記録情報の経常的提供先		なし	[提供先の名称等]			
			—			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		なし				
個人情報ファイルの別		電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考		—				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		実費徴収に係る補足給付事業ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室ほいく課				
個人情報ファイルの利用目的		実費徴収に係る補足給付等の事務に利用するため。				
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報 の有無	含む	特定個人情報 の有無	なし
記 録 項 目		1住所、2保護者氏名、3電話番号、4児童氏名、5児童生年月日、6支給認定証番号、7申請金額、8実費徴収額、9金融機関名、10支店名、11預金種別、12口座番号、13口座名義人、14ひとり親該当者の有無、15在宅障がい者の有無、16住民税所得割額				
記 録 範 囲		申請児童、保護者				
記録情報の収集方法		保護者の申告、子ども子育て支援システムによる住民情報系システムからの対象世帯の税情報取得				
記録情報の経常的提供先		あり	[提供先の名称等]			
			対象児童の利用施設			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		なし				
個人情報ファイルの別		電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考		—				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		ひょうご保育料軽減事業ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室ほいく課				
個人情報ファイルの利用目的		ひょうご保育料軽減に伴う請求、支給等の事務に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし	
記 録 項 目	1 申請者住所、2 申請者氏名、3 申請者連絡先、4 児童氏名、5 利用施設、6 性別、7 生年月日、8 年齢、9 入所年月日、10 兄弟姉妹氏名・生年月日・利用施設、11 金融機関名、12 預金種別、13 店舗番号、14 口座番号、15 口座名義人、16 兄弟姉妹住民票が異なる理由、17 ひとり親該当者の有無、18 在宅障がい者の有無、19 住民税所得割額					
記 録 範 囲	申請児童、兄弟姉妹、保護者					
記録情報の収集方法	保護者の申告、子ども子育て支援システムによる住民情報系システムからの対象世帯の税情報取得					
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]				
		兵庫県				
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課				
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号				
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし					
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）					
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条					
備 考	－					

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日	令和5年4月1日										
		行 政 機 関 等 の 名 称	芦屋市										
		実 施 機 関 の 名 称	市長										
個人情報ファイルの名称	実費徴収事業ファイル												
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室ほいく課												
個人情報ファイルの利用目的	実費徴収事務に利用するため。												
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含まない	特定個人情報の有無	なし								
記 録 項 目	1 学年、2 児童氏名、3 保育所名、4 おむつ処理、5 共済保険、6 帽子、7 連絡ノート、8 シールノート、9 おしらせ袋、10 お道具ケース、11 はさみ、12 のり、13 クレパス、14 色鉛筆、15 名札、16 名札クリップ、17 合計、18 物品行事費、19 おむつ申請書、20 入力チェック、21 各月実費徴収費												
記 録 範 囲	在籍児童												
記録情報の収集方法	公立園所の報告												
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]											
		公立園所、実費徴収する児童の保護者											
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課											
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号											
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし												
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）												
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条												
備 考	－												

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日	令和5年4月1日						
		行 政 機 関 等 の 名 称	芦屋市						
		実 施 機 関 の 名 称	市長						
個人情報ファイルの名称	利用者傷害保険ファイル								
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室ほいく課								
個人情報ファイルの利用目的	芦屋市立精道こども園（病児病後児保育事業）及び西藏こども園（一時預かり事業・地域子育て支援事業）を利用中に、利用者が被ったケガや特定疾病に対して、保険金を被保険者に支払うため。								
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし				
記 録 項 目	1 請求者住所、2 請求者氏名、3 請求者連絡先、4 当事者氏名、5 当事者生年月日、6 事故発生日、7 事故発生場所、8 事故発生状況、9 金融機関名、10 預金種別、11 店舗番号、12 口座番号、13 口座名義人、14 実通院治療日、15 ケガ発生部位、16 ケガの状態、17 特定疾病、18 手術可否、19 装着固定具、20 固定具装着期間、21 入院治療期間、22 医療機関名、23 治癒状況								
記 録 範 囲	助成対象児童および保護者								
記録情報の収集方法	助成対象児童および保護者からの提出								
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]							
		Chubb損害保険株式会社 代理店 株式会社インシュアランスサービス							
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課							
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号							
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし								
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）								
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条								
備 考	－								

様式第1号

個人情報ファイル簿	作成年月日		令和5年4月1日						
	行政機関等の名称		芦屋市						
	実施機関の名称		市長						
個人情報ファイルの名称	転所・転園関連ファイル								
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室精道こども園、西藏こども園、岩園保育所、緑保育所								
個人情報ファイルの利用目的	認定こども園、保育所に在籍する児童が、転園、転所先で円滑に園生活を行えるようにするため。								
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし				
記録項目	1氏名、2住所、3保護者氏名、4性別、5生年月日、6保育期間、7健康（既往症、アレルギー等）8、生活（食事・排泄・睡眠・着脱等）、9あそび、10人との関わり（表現・コミュニケーション等）、11独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済加入有無								
記録範囲	転園児								
記録情報の収集方法	転園児についての発達記録等を作成するもの								
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]							
		市内、市外転園先保育施設							
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課							
	[所在地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号							
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし								
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）								
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条								
備考	—								

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日						
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市						
	実 施 機 関 の 名 称		市長						
個人情報ファイルの名称	インクルーシブ教育・保育計画ファイル								
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室精道こども園、西藏こども園、岩園保育所、緑保育所、ほいく課								
個人情報ファイルの利用目的	認定こども園、保育所において、個別的な支援が必要な児童について適切な支援を行うために利用する。								
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし				
記 録 項 目	1氏名(本人・保護者)、2住所、3電話番号、4生年月日、5療育手帳、障害手帳の有無、8通院歴、9支援者会での判定結果、11個別的支援可否決定内容、12支援計画、13発達記録								
記 録 範 囲	保育等に入所申請を行った際に、個別的配慮を希望し、支援者会へに参加を希望した児童及び保護者								
記録情報の収集方法	保護者による紙書類による申請書の提出								
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]							
		小児科医 三田谷治療教育院治療教育室							
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課							
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号							
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし								
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)								
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条								
備 考	—								

様式第1号

個人情報ファイル簿		作成年月日		令和5年4月1日		
		行政機関等の名称		芦屋市		
		実施機関の名称		市長		
個人情報ファイルの名称		医療的ケア児教育・保育支援ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室ほいく課、西蔵こども園				
個人情報ファイルの利用目的		認定こども園において、医療的ケア児に対して適切な支援を行うために利用する。				
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記録項目		1氏名(本人・保護者)、2住所、3生年月日、4緊急連絡先、5主治医、6診断名、7指示及び配慮事項、8芦屋市医療滴ケア実施承諾書、9実施する医療的ケアの内容、10芦屋市医療的ケア実施不承諾書				
記録範囲		保育所等において医療的ケアを希望する児童及び保護者				
記録情報の収集方法		保育所等に入園所申請時に保護者記入により紙提出				
記録情報の経常的提供先		あり	[提供先の名称等]			
			小児科医			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所在地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		なし				
個人情報ファイルの別		電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備考		-				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		預かり保育ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室ほいく課、精道こども園、西蔵こども園				
個人情報ファイルの利用目的		認定こども園において、預かり保育を希望する児童および保護者が円滑に利用できるように利用する。				
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含まない	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目		1住所、2氏名、3電話番号、4児童名、5児童クラス、6児童生年月日、7児童在籍園、8緊急連絡先、9預かり保育利用日				
記 録 範 囲		預かり保育利用者				
記録情報の収集方法		保護者による紙書類の提出				
記録情報の経常的提供先		なし	[提供先の名称等] —			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		なし				
個人情報ファイルの別		マニュアル処理ファイルに該当（法第60条第2項第2号）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考		—				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		病児・病後児保育ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室ほいく課、精道こども園				
個人情報ファイルの利用目的		認定こども園において、病児保育を希望する児童の健康、安全に配慮が必要な事案などに対応するとき運営を円滑に行う時等に利用するため。				
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目		1住所、2氏名、3電話番号、4児童氏名、5児童性別、6児童生年月日、7通園している施設名及び連絡先、8利用理由、9主治医、10緊急連絡先、11病気の内容、12栄養方法、13食事状況、14排泄状況、15ひとり親非課税該当の有無、16医療機関、17病名・症状、18診療形態、19治療経過、20投薬方法、21保育上の留意点、22アレルギーの有無				
記 録 範 囲		病児・病後児保育事業利用者				
記録情報の収集方法		保護者による紙書類の提出				
記録情報の経常的提供先		なし	[提供先の名称等] —			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		なし				
個人情報ファイルの別		マニュアル処理ファイルに該当（法第60条第2項第2号）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考		—				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作成年月日		令和5年4月1日			
	行政機関等の名称		芦屋市			
	実施機関の名称		市長			
個人情報ファイルの名称	不育症治療支援事業利用者ファイル					
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室子ども家庭・保健センター					
個人情報ファイルの利用目的	不育症治療に要する費用を助成するための事務に利用するため。					
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含まない	特定個人情報の有無	なし	
記録項目	1申請者氏名、2申請者生年月日、3配偶者氏名、4配偶者生年月日、5申請者住所、5電話番号、6メールアドレス、7申請額、8振込先					
記録範囲	不育症治療支援事業申請書を提出した者					
記録情報の収集方法	申請書、健康管理システム内の住基情報					
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]				
		—				
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課				
	[所在地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号				
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし					
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）					
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条					
備考	—					

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		産後ケア事業利用者ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室子ども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的		産後ケア事業を利用するにあたり審査や必要な支援の詳細を決定するための事務に利用するため。				
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報 の有無	含まない	特定個人情報 の有無	なし
記 録 項 目		1申請日、2氏名、3生年月日、4住所、5電話番号、6乳児氏名、7出生日、8出産医療機関、9在胎週数、10緊急連絡先、11世帯構成、12世帯区分、13希望理由、14希望するサービス、15希望日、16アンケート、17同意欄				
記 録 範 囲		産後ケア事業利用申請書を提出した者				
記録情報の収集方法		申請書、健康管理システム内の住基情報				
記録情報の経常的提供先		あり	[提供先の名称等]			
			産後ケア実施施設			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		なし				
個人情報ファイルの別		電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考		—				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日						
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市						
	実 施 機 関 の 名 称		市長						
個人情報ファイルの名称	新生児聴覚検査費助成事業利用者ファイル								
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室子ども家庭・保健センター								
個人情報ファイルの利用目的	新生児聴覚検査に要する費用を助成するための事務に利用するもの。								
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含まない	特定個人情報の有無	なし				
記 録 項 目	1氏名、2生年月日、3住所、4請求者氏名、5請求者生年月日、6請求者住所、7新生児との続柄、8電話番号、9メールアドレス、10世帯構成、11請求金額、12振込先								
記 録 範 囲	新生児聴覚検査費助成事業利用申請書を提出した者								
記録情報の収集方法	申請書、健康管理システム内の住基情報								
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]							
		—							
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課							
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号							
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし								
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）								
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条								
備 考	—								

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	肝炎ウイルス検診精密検査結果及び初回精密検査助成ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法に基づき実施する肝炎ウイルス検診で要精密検査となった方に適切な受診及び事後指導等を適切に行うための事務処理に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2住所、3生年月日、4問診、5受診結果、6精密検査結果、7精密検査後の処置、8振込先口座番号、9医療機関受診日、10申請日、11交付決定日				
記 録 範 囲	肝炎ウイルス検診の結果要精密検査となった方				
記録情報の収集方法	問診票、結果票、本人・法定代理人等からの請求書の提出、健康管理システム内の情報				
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]			
		兵庫県			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考	－				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作成年月日		令和5年4月1日			
	行政機関等の名称		芦屋市			
	実施機関の名称		市長			
個人情報ファイルの名称	生活保護受給者のための健康診査受診結果ファイル					
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター					
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法に基づき実施する生活保護受給者のための健康診査を通じて、疾病の早期発見・早期治療、検査精度の管理等を適切に行うための事務処理に利用するため。					
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4問診、5既往歴、6現病歴、7受診結果、8受診日					
記録範囲	生活保護受給者のための健康診査受診者					
記録情報の収集方法	問診票、本人の申告					
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]				
		—				
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課				
	[所在地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号				
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし					
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）					
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条					
備考	—					

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		がん患者アピアランスサポート事業ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的		芦屋市がん患者アピアランスサポート事業実施要綱に基づき実施するがん患者アピアランスサポート事業を通じて、がん患者のQOLの向上及び経済的な負担軽減を行うための事務処理に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし	
記 録 項 目	1氏名、2住所、3生年月日、4治療内容、5振込先口座、6申請日、7交付決定日					
記 録 範 囲	がん患者アピアランスサポート事業申請者					
記録情報の収集方法	本人・法定代理人等からの請求書の提出					
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]				
		—				
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課				
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号				
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし					
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）					
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条					
備 考	—					

様式第1号

個人情報ファイル簿	作成年月日				令和5年4月1日								
	行政機関等の名称				芦屋市								
	実施機関の名称				市長								
個人情報ファイルの名称	石綿健康管理支援事業ファイル												
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター												
個人情報ファイルの利用目的	芦屋市石綿健康管理支援事業実施要綱に基づき実施する石綿健康管理支援事業を通じて、石綿の経過観察者への医療費助成の事務処理に利用するため。												
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし								
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5検査内容、6振込先口座、7受診結果、8申請日、9交付決定日、10医療機関の領収書写し												
記録範囲	石綿健康管理支援事業申請者、アスベスト検診受診者												
記録情報の収集方法	本人・法定代理人等からの請求書の提出、本人からの申告												
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]											
		—											
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課											
	[所在地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号											
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし												
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）												
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条												
備考	—												

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		個別健康教育事業ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的		健康診査の結果、個別健康教育の基準該当者となった方に対し、生活習慣病予防を適切に行うための事務処理に利用するため。				
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報 の有無	含む	特定個人情報 の有無	なし
記 録 項 目		1氏名、2住所、3生年月日、4問診、5既往歴、6現病歴、7受診結果、8家族構成、9生活状況、10検査結果、11検査実施日				
記 録 範 囲		個別健康教育対象者				
記録情報の収集方法		本人の申告、兵庫県国民健康保険団体連合会からの専用回線のシステムによる提供				
記録情報の経常的提供先		なし	[提供先の名称等]			
			—			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		なし				
個人情報ファイルの別		電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考		—				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日			
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市			
	実 施 機 関 の 名 称		市長			
個人情報ファイルの名称	食育事業ファイル					
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター					
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法に基づき実施する食育事業を通じて、生活習慣病の予防及び適切な食習慣の普及啓発を適切に行うための事務処理に利用するため。					
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし	
記 録 項 目	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5既往歴、6現病歴					
記 録 範 囲	食育事業申込者					
記録情報の収集方法	本人からの申告					
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]				
		—				
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課				
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号				
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし					
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）					
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条					
備 考	—					

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	健康相談ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法に基づき実施する健康相談事業を通じて、生活習慣病の予防及び適切な医療受診等の普及啓発を適切に行うための事務処理に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5健康状態、6健診結果、7家族構成				
記 録 範 囲	健康相談参加者				
記録情報の収集方法	本人からの申告、健康管理システム内の情報				
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]			
		－			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考	－				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作成年月日		令和5年4月1日		
		行政機関等の名称		芦屋市		
		実施機関の名称		市長		
個人情報ファイルの名称		未熟児養育医療給付状況ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的		未熟児養育医療給付者への受給証の交付、現物給付による医療費の助成に関する事務に利用するため。				
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報 の有無	含まない	特定個人情報 の有無	なし
記録項目		1 申請者氏名、2 申請者生年月日、3 申請者住所、4 申請者職業、5 受療者氏名、6 受療者生年月日、7 受療者出生時体重、8 受療者入院予定期間、9 受療者被保険者情報、10 受療者入院先医療機関、11 申請世帯の課税状況、12 申請日、13 決定日				
記録範囲		申請書を提出した者				
記録情報の収集方法		申請者より各種申請書類の提出、実施機関内部からの庁内連携による提供、他の地方公共団体からの情報提供ネットワークシステム中間サーバによる提供				
記録情報の経常的提供先		なし	[提供先の名称等] —			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所在地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		なし				
個人情報ファイルの別		マニュアル処理ファイルに該当（法第60条第2項第2号）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備考		—				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日	
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市	
		実 施 機 関 の 名 称		市長	
個人情報ファイルの名称	妊婦健診助成制度給付状況ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	妊婦に対して助成券の交付、現物給付及び現金給付による健診費用の助成に関する事務に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含まない	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2生年月日、3住所、4健診先医療機関、6健診日、7健診内容、8請求日、9決定日、10決定内容				
記 録 範 囲	請求書を提出した者				
記録情報の収集方法	請求書の提出				
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]			
		－			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	マニュアル処理ファイルに該当（法第60条第2項第2号）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考	－				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		予防接種償還払い給付状況ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的		市外の市町村で予防接種に関する委託契約を締結している医療機関等において、予防接種法に規定される定期接種及び臨時接種を受けた者に対して、予防接種の費用を現金給付する事務に利用するため。				
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報 の有無	含まない	特定個人情報 の有無	なし
記 録 項 目		1氏名、2生年月日、3住所、4接種先医療機関、6接種日、7接種ワクチン種別、8請求日、9決定日、10決定内容				
記 録 範 囲		請求書を提出した者				
記録情報の収集方法		請求書の提出				
記録情報の経常的提供先		なし	[提供先の名称等] —			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		なし				
個人情報ファイルの別		マニュアル処理ファイルに該当（法第60条第2項第2号）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考		—				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作成年月日		令和5年4月1日		
		行政機関等の名称		芦屋市		
		実施機関の名称		市長		
個人情報ファイルの名称		歯科センター診療ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的		歯科センターの利用者に関する診療及び診療報酬の請求に関する事務に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4被保険者情報、5病歴、6受診日、7診療内容					
記録範囲	受診者					
記録情報の収集方法	受診者及び保護者等の申告により、受診や請求等に必要な情報を収集する					
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]				
		兵庫県国民健康保険団体連合会、社会保険支払基金				
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課				
	[所在地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号				
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし					
個人情報ファイルの別	マニュアル処理ファイルに該当（法第60条第2項第2号）					
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条					
備考	—					

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日	
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市	
		実 施 機 関 の 名 称		市長	
個人情報ファイルの名称	特定疾病療養補助金給付状況ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	特定疾病療養補助受給の認定、現物給付に関する事務に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2生年月日、3住所、4病歴、5通院先医療機関、6申請日、7決定日、8決定内容				
記 録 範 囲	申請書を提出した者				
記録情報の収集方法	申請書及び請求書による本人からの申告による				
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]			
		—			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし				
個人情報ファイルの別	マニュアル処理ファイルに該当（法第60条第2項第2号）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考	—				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日	
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市	
		実 施 機 関 の 名 称		市長	
個人情報ファイルの名称	小児慢性特定疾病児日常生活用具給付状況ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の認定、現物給付に関する事務に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2生年月日、3住所、4属する世帯状況、5居住する住宅の概要、6病歴、7世帯の課税状況、8通院先医療機関、9申請日、10決定日、11決定内容				
記 録 範 囲	申請書を提出した者				
記録情報の収集方法	申請書及び医療機関からの意見書に基づく本人からの申告による				
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]			
		生活用具卸業務受託業者			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし				
個人情報ファイルの別	マニュアル処理ファイルに該当（法第60条第2項第2号）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考	－				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		被接種者経過概要ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的		予防接種健康被害救済制度に関する事務、予防接種健康被害調査委員会実施時に利用するため。				
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報 の有無	含む	特定個人情報 の有無	なし
記 録 項 目		1 都道府県名、2 市町村名、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 ワクチンの種類/ロットナンバー、7 接種年月日、8 接種時年齢、9 進達時点の状態、10 申請書類の提出状況、11 経過(既往歴、接種から現在に至る経過)				
記 録 範 囲		健康被害救済給付に関する請求書等の必要書類を提出したもの				
記 録 情 報 の 収 集 方 法		本人・法定代理人・任意代理人からの申請書類の提出				
記録情報の経常的提供先		なし	[提供先の名称等]			
			—			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		なし				
個人情報ファイルの別		電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考		—				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日						
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市						
	実 施 機 関 の 名 称		市長						
個人情報ファイルの名称	予防接種による間違い(過誤)報告書ファイル								
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター								
個人情報ファイルの利用目的	間違い(過誤)接種の事例管理や、県への報告時に利用するため。								
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし				
記 録 項 目	1被接種者氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5基礎疾患の有無、6報告医療機関名、7報告者職種、8報告者氏名、9接種日時、10接種したワクチン種類、11ロット番号、12間違いの内容、13間違い発覚の経緯(どこで・誰が・どのように)、14健康被害の有無、15間違いの要員、16被接種者または保護者への説明対応状況、17再接種の有無、18抗体検査の有無、19血液検査の有無、20今後の対応・再発防止策								
記 録 範 囲	予防接種による間違い(過誤)報告書における被接種者								
記録情報の収集方法	医療機関等からの提出								
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]							
		—							
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課							
	[所 在 地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号							
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし								
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)								
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条								
備 考	—								

様式第1号

個人情報ファイル簿		作成年月日		令和5年4月1日	
		行政機関等の名称		芦屋市	
		実施機関の名称		市長	
個人情報ファイルの名称	家庭児童相談ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	こども家庭総合支援の相談者への支援に係る事務に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記録項目	1氏名、2生年月日、3職業、4現住所、5住民票住所、6連絡先（電話番号）、7家庭状況（家族氏名・生年月日、本人との関係、職業又は学年）、8他の相談先、9主訴、10相談内容、11相談種別、虐待の類型に関すること				
記録範囲	相談した者				
記録情報の収集方法	本人からの申告、関係機関等からの情報提供				
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]			
		—			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所在地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし				
個人情報ファイルの別	マニュアル処理ファイルに該当（法第60条第2項第2号）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備考	—				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日						
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市						
	実 施 機 関 の 名 称		市長						
個人情報ファイルの名称	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業対象者一覧								
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター、こども福祉部福祉室地域福祉課、こども福祉部福祉室高齢介護課、市民生活部市民室保険課								
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律第125条の2第1項及び兵庫県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の規定に基づき、高齢者保健事業の一部について兵庫県後期高齢者医療広域連合から芦屋市へ事業実施に伴う委託契約を締結し、KDB システム等を活用して芦屋市の健康課題の分析・対象者を把握し、保健事業と介護予防を一体的に実施するため。高齢者に対する個別的支援としては生活習慣病重症化予防支援等を行い、通いの場への医療専門職の積極的な関与としてはフレイル予防等の健康教育を実施し必要な者には保健指導や受診勧奨を実施する。								
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし				
記 録 項 目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6心身状況、7傷病名、8既往歴、9治療内容、10 診断結果、11 家族構成、12 職業、13 健康保険種別、14 介護保険認定状況、15 介護サービス利用状況								
記 録 範 囲	事業対象者								
記録情報の収集方法	本人の申告、兵庫県国民健康保険団体連合会からの専用回線のシステムによる提供								
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]							
		兵庫県国民健康保険団体連合会、兵庫県後期高齢者医療広域連合							
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課							
	[所在地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号							
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし								
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）								
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条								
備 考	—								

様式第1号

個人情報ファイル簿	作成年月日		令和6年4月1日			
	行政機関等の名称		芦屋市			
	実施機関の名称		市長			
個人情報ファイルの名称	10か月児健康診査対象者ファイル					
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター					
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児健康診査を適切に行い、必要な保健指導、精密健康診査等実施するための事務に利用するため。					
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし	
記録項目	1健診日、2氏名、3生年月日、4電話番号、5問診、6健診結果					
記録範囲	乳幼児健康診査問診票を提出した者					
記録情報の収集方法	乳幼児健康診査問診票、健康管理システム内の住基情報					
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]				
		健康診査実施医療機関				
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課				
	[所在地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号				
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし					
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）					
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条					
備考	—					

様式第1号

個人情報ファイル簿		作成年月日		令和6年4月1日	
		行政機関等の名称		芦屋市	
		実施機関の名称		市長	
個人情報ファイルの名称	1歳6か月及び3歳児精密検査対象者ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児健康診査を適切に行い、必要な保健指導、精密健康診査等実施するための事務に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記録項目	1健診日、2氏名、3生年月日、4電話番号、5健診結果				
記録範囲	乳幼児健康診査問診票を提出した者				
記録情報の収集方法	乳幼児健康診査問診票、精密検査結果受診票、健康管理システム内の住基情報				
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]			
		精密検査実施医療機関			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所在地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備考	—				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和6年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		3歳児視覚健康診査対象者ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的		乳幼児健康診査を適切に行い、必要な保健指導、精密健康診査等実施するための事務に利用するため。				
個人情報の本人数		1,000人未満	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目		1健診日、2氏名、3生年月日、4電話番号、5問診、6視覚健診結果				
記 録 範 囲		3歳児視覚健診のアンケートを提出した者				
記録情報の収集方法		乳幼児健診問診票、目のアンケート、屈折検査結果、視覚健康診査受診券兼結果票、健康管理システム内の住基情報				
記録情報の経常的提供先		あり	[提供先の名称等]			
			視覚検査実施医療機関			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所在地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		なし				
個人情報ファイルの別		電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考		－				